

ガイアナ入国に際する検疫措置の実施

3月4日、ガイアナ外務省は、2月27日以降の日本からのガイアナへの渡航者に対しては、着陸後、降機前にヘルスクリーニングが実施され、(1) コロナの症状・兆候が見られる乗客は、厚生施設に隔離され、さらなる検査を受ける、(2) コロナに感染した人物と接触した乗客は、到着後14日間にわたり、隔離、検査の対象となる、(3) コロナの症状が見られた場合、医療班の診断を受け、感染の疑いがある場合は、検査等のため隔離される、(4) 以後、14日間、コロナ感染が確認されなかった場合は、ガイアナ国内で自由に活動が可能となる旨発表しました。

同国も状況に応じては規制を強化する可能性もありますので、在留邦人及び同国訪問予定の皆様におかれては、引き続き最新情報の入手に努めると共に、日頃から手洗い等を励行して、感染防止に努めてください。

【新型コロナウイルスに関する参考情報】

1. 新型コロナウイルス感染症に備えて ～一人ひとりができる対策を知っておこう～(首相官邸)

https://www.kantei.go.jp/jp/headline/kansensho/coronavirus.html?fbclid=IwAR0mGSg0pcogc98Hb_syWiBaBG1-NVfu6sy15gcDhYjipMSw4IzL-sG4JII

2. 新型コロナウイルス感染症に関する情報リンク(厚生労働省)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

3. 各都道府県の帰国者・接触者相談センター

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/covid19-kikokusyasessyokusya.html

【問い合わせ先】

在トリニダード・トバゴ日本国大使館

電話：(国番号1-868) 628-5991

住所：5 Hayes Street, St. Clair, Port of Spain, Trinidad and Tobago

ホームページ：<http://www.tt.emb-japan.go.jp/houjin-page.htm>

E-mail：ryouji@po.mofa.go.jp

当館は、ドミニカ国、セントビンセント、セントクリストファー・ネイビス、アンティグア・バーブーダ、セントルシア、グレナダ、ガイアナ及びスリナムを兼

轄しています。